

夜間金庫規定

新・旧対照表 ※赤字アンダーラインが改正箇所

令和2年4月一部改正

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">夜間金庫規定</p> <p>第1条 利用目的 この夜間金庫は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。</p> <p>第2条 利用方法 (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の夜間金庫専用入金通帳（以下、「専用入金通帳」という。）および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。 (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。</p> <p>第3条 預金への受入処理 (1) この夜間金庫に投入された入金袋の現金・証券類は次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。 (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第4条 入金袋等の返却 入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。</p> <p>第5条 鍵の保管等 (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。 (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。</p> <p>第6条 鍵、入金袋の喪失、き損 投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 なお、この場合、修理費、再製日または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。</p> <p>第7条 取扱手数料等 (1) 夜間金庫のご利用にあたっては、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。この取扱手数料は、利用契約の基本手数料と入金袋に封入する専用入金通帳の発行手数料とがあります。 ア. 基本手数料は契約期間を月割りし、4月・10月の当金庫所定の日（当日が信用金庫の休日に当たる場合には、翌営業日）に4月から9月（または10月から翌年3月）までの6か月分を前払いするものとし、利用者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書、または小切手によらず払戻しのうえ、基本手数料に充当します。 なお、契約当初の基本手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から3月（または9月）までの基本手数料を、月割り計算により、契約日に支払ってください。 指定預金口座の残高が、支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金して下さい。万一、入金が遅延した時は、入金後いつでも、この口座振替の方法で自動引落することができるものとします。 イ. 専用入金通帳の発行手数料は、通帳発行の都度支払ってください。 (2) 取扱手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の取扱手数料は、変更日以後最初に支払う月から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から前払いした月までの基本手数料を月割り計算により返戻します。解約があった日までに発行した専用入金通帳の発行手数料は、通帳の未使用分があってもお返ししません。</p> <p>第8条 損害の負担等 この夜間通帳の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。</p>	<p style="text-align: center;">夜間金庫規定</p> <p>1. (利用目的) この夜間金庫は、当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。</p> <p>2. (利用方法) (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当金庫所定の夜間金庫専用入金通帳（以下、「専用入金通帳」という。）および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。 (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。</p> <p>3. (預金への受入処理) (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。 (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金の受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当金庫は責任を負いません。</p> <p>4. (入金袋等の返却) 入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。</p> <p>5. (鍵の保管等) (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。 (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。</p> <p>6. (鍵、入金袋の喪失、き損) 投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 なお、この場合、修理費、再製日または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。</p> <p>7. (取扱手数料等) (1) 夜間金庫のご利用にあたっては、当金庫所定の取扱手数料をいただきます。この取扱手数料は、利用契約の基本手数料と入金袋に封入する専用入金通帳の発行手数料とがあります。 ア. 基本手数料は契約期間を月割りし、4月・10月の当金庫所定の日（当日が信用金庫の休日に当たる場合には、翌営業日）に4月から9月（または10月から翌年3月）までの6か月分を前払いするものとし、利用者が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書、または小切手によらず払戻しのうえ、基本手数料に充当します。 なお、契約当初の基本手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から3月（または9月）までの基本手数料を、月割り計算により、契約日に支払ってください。 指定預金口座の残高が、支払日において引落金額に満たない場合には、直ちに入金して下さい。万一、入金が遅延した時は、入金後いつでも、この口座振替の方法で自動引落することができるものとします。 イ. 専用入金通帳の発行手数料は、通帳発行の都度支払ってください。 (2) 取扱手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の取扱手数料は、変更日以後最初に支払う月から適用します。 (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から前払いした月までの基本手数料を月割り計算により返戻します。解約があった日までに発行した専用入金通帳の発行手数料は、通帳の未使用分があってもお返ししません。</p> <p>8. (損害の負担等) この夜間通帳の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。</p>

第9条 解約等

(1) この契約は本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

(2) 以下の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、各金庫はこの契約を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

- ① 契約者が契約開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準備構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずるもの
- ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を棄損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

第10条 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。
なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第11条 規定の準用

この規定に定めない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第12条 反社会的勢力との取引拒絶

この契約は、第9条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの契約の開設をお断りするものとします。

9. (解約等)

この契約は本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

10. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。
なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

11. (規定の準用)

この規定に定めない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上

貸金庫・夜間金庫・保護預り共通規定

幡多信用金庫

〔反社会的勢力との取引拒絶〕

この契約は、以下の各号 _____ のいずれにも該当しない場合に利用することができ、各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの契約の開設をお断りするものとします。

(解約等)

以下の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、各金庫はこの契約を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。

- ① 契約者が契約開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 契約者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準備構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずるもの

第13条 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届け下さい。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第14条 取引の制限

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、別途期日を定めて各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(3)日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって届出してください。届出のあった在留期間が経過し、正当な理由もなく別途定める期日までに新しい在留期間の届出をしていただけなかったときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(4)前3項に定めるいずれかの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関連法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。

第15条 規定の改定

この規定の内容については改定することがあります。改定をする場合、当金庫は、預金者に対し、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて掲示する方法その他当金庫所定の方法によりこれを通知します。変更後に預金者がこの預金口座を利用した場合は、当該改定について承諾したものとみなし、以後、改訂後の規定を適用するものとします。

以上

③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を棄損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

新 設

新 設

新 設

以上